

議 事 録

会議名	平成22年度第2回寒川町まちづくり推進会議		
日 時	平成22年10月14日（木）午前10時	開催形態	公開
場 所	寒川町役場別館3階会議室		
出席者	<p>委員：宇條委員、管委員、芳谷委員、各務委員（副会長）、川上委員、柳下委員、木立委員、江積委員、島村委員、飯田委員、佐藤(武)委員、中村委員、奥山委員</p> <p>事務局：田代町民環境部長、樋口町民課長、宮崎主査、熊倉主事          （欠席者：久保川委員、藤沢委員、斉藤(正)委員、脇委員、田沼委員、佐藤(-)委員、斉藤(進)委員（会長））</p>		
議 題	<p>「協働」へ向けた取り組みについて          ～住民活動する人や団体の交流機会の創出～</p>		
決定事項	<p>○ 2年間の活動の集大成として、町長へ提言する内容について議論</p> <p>⇒ 今日議論されたいろいろな意見を踏まえて、町長への提言内容をまとめたものを次回議論し、提言書としてまとめる。次回は町長も同席して開催する方向で日程調整する。</p> <p>&lt;提言内容に関する主な意見&gt;</p> <p>①いろいろな団体がネットワークを深めて活動していける仕組みづくりが必要</p> <p>②町の新しい制度などの情報を、システムとして町民に流すための情報体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体をピックアップして（絞り込んで）意見をきくか。活動をしている人や団体に必要な情報が伝わっているかどうか。→ 全団体にアンケート形式で集計する</li> <li>・ 情報をまず発信して、興味を示した人により詳しい情報を伝える体制</li> <li>・ 推進会議の下部組織・作業部会的スタンスの組織をつくって、PR活動に取り組んだり、ネットワークづくりを企画させる</li> </ul> <p>③住民投票条例の着手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治の時代に向け、将来への備えとして必要。金額などで縛りを設けるべき</li> <li>・ 議論するには時間がない、策定のための組織立ち上げを提言してはどうか</li> <li>・ 早急に作成するようという提言でよい。課題として提言すればよい</li> </ul> <p>④条例の周知、職員の研修</p> <p>※ 議事録承認委員の指名 ⇒ 江積委員、島村委員</p>		

議 事

「協働」へ向けた取り組みについて ～住民活動する人や団体の交流機会の創出～

(副会長) 本日は急遽、会長が欠席ということで私の方で進行させていただく。今回と次回のあと2回でこの会議を閉めることになっている。今までの議論をしっかり形あるものとして町に提言したいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

～事務局より資料の確認、説明～

(副会長) 前回、こういう活動する団体と交流の場を持って、いろいろな情報交換ができたらいいのではないかという話で締めたけれども、今日事務局のほうで用意してくれたのがこの資料。団体数は全部で190。それで、どういう団体と実際に交流して、我々がどういう情報を得るのが必要なのかということで議論したい。いかがか。

(管委員) 推進会議の中で、具体的にグループの中身とか、非常に時間がないと私は思った。こういう団体があるということだけでもわかったので、これらの資料を踏まえて、前回見学した茅ヶ崎市の状況と睨み合わせてどうまとめようかという方向はいかがか。

(副会長) まとめ方としては非常に難しいなど、これを見て思った。神奈川県が年に二度、11団体呼んで意見交換会をやるが、それがどういふときにやるかというところの予算が決まったとき、こういう予算になりました、ボランティア活動にはこのぐらいお金が使えますとか。活動しているときにどのような課題がありますか、とかね。そういう意見交換をしたり、どういう制度が変わるといふ説明をしてもらったりとか、だからこういう準備を団体はしておかなければいけないとか、言ってくれるけれども、その中から現場の声があったりとか施策に活かされたりといふ、私はそういうイメージだった。となると、公民館活動から発生しているこういう生涯学習のところからよりも、もう少しボランティア活動とかそういうところという考えになってしまう。サークルとの交流よりも実際に携わっている方がいいかなと思うが、皆さんいかがか。交流から何をえられるか、それが町の現状とどうなのか、といふところをどうすれば探れるか。

(木立委員) 今回まずはどういった落とし所で進めていくかといふのが、まだハッキリわかっていない段階だと思う。その段階で、また内容とか先に進んでしまうと、やはり無駄も出るし時間のロスも出る。この段階で何を目的として今後進んでいくかといふのを、一度統一した考えでいかない限り、結果的にぼやけてしまったものしか出来上がらない。これだけの人が集まってお金もかかっている中で、何を残した

んだって言われたときに、胸を張ってこれを残したと言えるものが出来上がらないと。やはり、考えました、でも具体的なものは何もありませんじゃあ、たぶん言われてしまうと思う。こういういろいろな団体がネットワークなり深めてやっていけるような仕組みをまず作ったほうが、場所よりいいのではないかと思っている。ただし、それもいろいろな関わりが強いところと、関わりがあまりないところが当然あるので、そこはあまり追求してもしょうがない部分でもある。この会として最後の目的とするところは、どういったもので最後終わりというか、詰めていく部分を統一したものに考えていかないと。何をすればいいかわからなくなってるし、たぶんみんな言うことがバラバラなことを言うてしまう。そこだけ今一度確認していく作業が先に必要ではないかと思う。

(副会長) 今、ネットワーク・仕組み作りが必要という意見がでた。他にまとめ方、2年間の議論を経て、自治がどのくらい進んだのか。綺麗事すぎて具体がなかなか見えにくいので、皆さんがイメージする協働であったりとか自治の形であったりとか、そういうものを一つのものにまとめていきたいと思う。

(管委員) 例えば、自治基本条例ができた、それを各自治会全部に説明するようなシステムを作るとか、システムまでいかないまでも、必ずそういう説明会を行って意見の吸い上げができるとか。その辺のところの提言というようなところでまとめられるかどうか。そうすれば、一つの提言として、例えば自治基本条例の話が出たり、その他の町としての大きなイベント等の説明が必要なもの、制度の発足に関する説明が必要なもの、そういったものを捉えて各自治会に説明してもらおうとか。今、こういう説明会をやったとか会議をやったとか、全部インターネットか何かで見られる状態になっているのか。

(樋口課長) 非公開の会議の議事録は出ていない部分もあるが、会議の公開はそういう形になっている。

(管委員) 大方インターネットで拾えるが、私何項目か開くので、途中まで何々会議があったというので、資料が出ないのがだいぶあった。それができているというのであれば、自治会へ説明会をとというのは必要なくなるかと思う。ただし、新しい情報を町から流さなくてはならないものは、やっぱり自治会だと思う。自治会は全町民が対象となっているから、入っていない人も何割かはいるが。その辺の交流が、キッチンとした交流の柱ができるのかなとずっと思っている。

(樋口課長) 個々の審議会について、例えば1ヶ月以内に議事録を出せよとか、その辺のところは規制はしていないが、なるべく早くという形

での話をしている。

(管委員) 推進担当の課だけで全てを把握するというのではなく、携わった会の中でキチッとまとめられていれば、それを集められればね、推進部署として情報が全部集まってきているということになっていればいい、全て情報公開されなくても。あるところから先は担当課へ行ってもらえれば全部わかる、となっていればいいと思う。

(樋口課長) 新しい制度等については、なるべく毎月ある自治会等の会議の中で、各担当からの周知という形でさせていただいている。住民に関わることについては、自治会の会議があるので流してくれという話にはしてある。

(管委員) 定型的にキチッと文書化して、一つのシステムとして。いわゆるマニュアルでキチッとやれるように体制を整えるというのが、今求められているのではないか。

(副会長) 議事録も含めた情報公開というところが重要ではないかというご意見をいただいたが、いかがか。

(宇條委員) 寒川町の自治基本条例の中の、第9条の推進会議の役目、推進会議は次に掲げる事項を調査し、協議し、その結果を町長に報告するし、または提案すると。前期の委員さん達もいろいろな事を提案されてまして、一番の提案の中であつたのが、まず町民が自治基本条例をほとんど知らないのではないのだろうか、というようなこと。もう一つは、町政の運営に対する町民の参画に関する事、と謳われている。今ここで話し合っているのは、各諸団体と横のネットワーク作りをして、この基本条例を推進していこうという意味だと私は捉えている。そういう組織を作って、基本条例をもっと町民に知ってもらうためにやっていこうということをご協賛していると思つている。そのために、どういう団体があるのかを見てみましたら、町からの情報が本当に必要な団体がどの団体があるのかと言つた時に、私は弱い立場の方達が町に対して、自分の権利をどんな権利があるんですかということさえも知らないのではないかと。だから、そういう意味でいくと、ボランティア団体だとか、弱い方達の声を吸い上げるようなネットワークというか、そういうのをこういう団体とやっていけばいいのではと思う。

(副会長) 活動する団体がこれだけ、190上がつてきている中でも弱い立場の高齢者の方とか、障害者の方とかそういう方にボランティアをしている人達とのネットワークをまずやってみたらどうかというご意見ということで。

(宇條委員) 社会福祉協議会が発行している広報誌の中にアンケートがたぶんあつたと思う。ああいうことを社会福祉協議会が具体的に行っているのだから、そういう情報も、こちらの方としては教えてもらったりしながらやっていけるのかなど。また、社会福祉協議会ができることならば、町だって、寒川町自治基本条例を町民の方はどのくらい知っていますか、何年に発足したのを知っていますか、とい

うようなアンケート作りだってできないわけではない。そういうことをやってみて、現実の町民がどのくらい自治基本条例を知っているか、またそれに対して行政がどのようにやってきているか、評価もできるのかなと感じる。

(芳谷委員) 私はこの委員を町長から委嘱された時のことを思い出す。その時、町長も立派な自治基本条例ができ上がっている、それをいかに重視して定着を図るかを議論してもらいたい、という趣旨の話があったと記憶している。したがって、この自治基本条例を点検して、不足していることについては補うような、意見を集約して、それを町長に答申するのがこの会議の目的だと思う。それ以上でもそれ以下でもない。残り1回か2回だということになった現在、そういったことをそろそろ集約して、町長にこの条例のこういうところは直すようにした方がいい、ぜひ議会に諮ってください、という風な提言をしていくのが当然の使命ではないかと考えている。それで私は、自治基本条例の中でまだ未完だと、完成していない、住民投票の部分は条例で詳しく定めると書いてある、まだ出来上がっていないわけですよ。その部分をこの会議でこれはこういう風に決めたらどうか、ということ提言したらということを一貫して申し上げてきた。それで、他の先進の市町村の住民投票に関する資料を集めてもらいたいとお願いして、今日3市か4市のが出てきた。私としては、ここら辺の中から寒川町に相応しいものを作り上げて町長にこういう風にしたらどうですか、議会に諮ってくださいという風に答申できればいいなと考えている

(副会長) 住民活動をネットワークするもの、それで現場の声を聞くという組織化をすることと、情報公開と自治基本条例の認知度、どれくらいみなさんに知っていたか、活用されているのか、ということをやはり把握する必要があるだろうということと、住民投票条例をそろそろ手をつけた方がいいのではないかと、いうところで、意見が出てきている。佐藤委員はいかがか。

(佐藤武委員) また今、住民投票条例の話が出たが、第1回の幹事会の時にもその辺を協議して、住民投票条例については、今後皆さんの会議の中で、そんな優先的ではなくて、検討していきましょうと。私も質問させていただいたが、そんなに住民投票条例がすぐに必要なのかと。これは、ただ投票すればいいというのではなくて、金がかかってくること。非常に厳しい町の財政状況の中で、そんなに町を二分するようなね、住民投票をやらなければいけない、そういった事案があるのかどうか。それよりも、今せつかく資料2と3が出てきたので、今回はこの辺をもっとつめて、方向性を出した方がいいのではないのかなと私は考える。特に190団体があるということで、この意見をいろいろ聞くのは大変なので、まず1の音楽が22団体あるが、こういった団体のまとまった協議会かなんかがあるのかどうなのか。その辺を確認して、こういった各団体の代表に集まっていたいて、話をつめていくのが一番手っ取り早いのかなと感じている。住民投票条例が早急に必要なのかどうなのか、そこをはっきりわきまえてこれから話し合っ

ていかないと、またどうどう巡りで、まとまらないと思う。せっかく資料が出たので、資料に基づいて協議していければなというのが私の考え。

(芳谷委員) 私が住民投票条例を言ったのは、こういうものは伝家の宝刀なんですよ。案として作ることに、金はかかりませんよ。実際に住民投票をやるかやらないかは、重大な決断を町民に迫る、そんなことない方がいい。でも、時代の流れは地方自治の方に向かっているし、この町だって、どんな問題が将来起こるのか、その時に備えておこうと。基本条例の部分ですから。鹿児島市の阿久根市の市長は住民投票をやっているし、名古屋市もそう。だんだん本当の主権がどこにあるのかということについて目覚めてくると、当然こういうものは必要になってくる、そういう時に備えておこうということ。

(副会長) 阿久根市と名古屋市の話が出たが、法令の方でできるのでそちらの方でやっていて、自治体独自のものではないと思う。もし寒川に有事の事態があった時に、住民投票ができないかと言ったら、それは法令があるのでできる。だけど、やっぱりそれを投票できる人をいくつにしようとか、そういうところを今特質性を持つ必要があるんじゃないかということで、自分たちの自治の範囲だから、町のことはみんなで決められるような制度が必要だということで、自治基本条例にとりあえず別途定めるということを入れたという経緯があると私は認識している。今、佐藤委員から、把握している団体があるのかという話があった。寒川町文化連盟とか寒川町レクリエーション協会とかいろいろあるが、こちらの活動は何か把握されているか。

(樋口課長) 文化連盟は一つのこういう団体の協議会、団体の集まりなので、例えば文化連盟に話しをすれば、その下にある各サークルには話がいくのかなと考えている。ここでいう22音楽団体の集約するまとまりというか、そういう団体というのは把握していない。例えば、演劇・舞踊などは、数人のサークルというのがたくさん出てくる、その団体の演劇サークル連絡会みたいなものがあれば一番いいかと思うが、寒川町芸能会というのが200人ほどいるが、その芸能会が、全てのそれ以下の数人のサークルをまとめているかどうかというのは申し訳ないが把握していない。

(佐藤武委員) 前回、茅ヶ崎市のサポートセンターを見学したが、こういう目的を持ってサポートセンターを見学したのではないのか。こういった中でこの資料2と3を出して、今日はこの辺のところをつめていくという感じをもって私は来た。ボランティア団体が社会福祉協議会、これはだいたい登録しているが、その他に、音楽でも一つずつ見るとけっこうボランティアで活動している団体もある。こういった団体といろいろなコミュニケーションを図って会議を進めていければという感じをもって来た。

(管委員) 今この場で、このグループの内容云々しないで、良い資料をまとめていただいたので、これはこれで参考にして、あと1回ですから、どうやろうかという

ことでね、何を話し合いますかということ为例え聞いていただいて。確かに今までの検討の中で、投票条例のことについては大切なことだが、今回は研究課題としてね、もう少しコミュニケーションとか情報とかそういったことをまとめたらどうですかとありました。ですが、もう一度、提言できることであれば、備えているということで、投票条例だけじゃなくて、他の情報だって同じことだと思う。例え他の条例でできますよと言っても、何を見ればできるとか、何を参考にすれば実際に実施できる、項目がわかるように、例え載せられないのであれば、わかるようにきちっと文章で載せると。そうすれば、投票できるのではないか。投票の段階に今ないからこそ、今やらなくちゃいけない。具体的な問題が起こってからでは、絶対ごちゃごちゃになるから今のうちにまとめておくということ。簡単な文章でもいいと思う。それをまとめて条例の一番下の方にね、別に定めるということはどうです、ということ載せられるのではないかと提言すればいいのではないかなと思う。

(芳谷委員) もう少し補足すると、やっぱり住民投票を、金額なら金額で縛りつけてこれ以上になったら住民投票にかけて住民が決めるんだという風にしておけば、それは一つの大きな重しになると思う。ある金額をかけて、縛りをかけておけば、住民投票にかけなければならないということになれば、ある種の牽制にはなるでしょうし、ここに健康センターをつくる話もあるけれども、そういったことについても私は住民投票にかけたらいと思っている。住民投票は自分達が使うものだから、先ほど阿久根市の話があったが、適切な自分達の主権在民の表し方としてそういうものを持っているのはいいことではないかと考えた。

(江積委員) 私も芳谷委員の意見に賛成。それと、先ほど、一つの形を残さなきゃというお話がありまして、正にその通りだと思う。基本条例の骨格をなすのは、私は住民投票制度だと思っている。一つの形作りをすることが必要だと思う。その中に、5億円以上だとか云々とか、そういうものを決めていって制度化して、一つの形作りをしよう、そういうのが大切だと思う。そうすることによって、この会で何をしたんだという一つの見える形というものが出来てくると思う。

(副会長) どういう住民活動があって、それをどういう風に結びつけたらいいのかを去年1年間議論してきて、今年第1回のところで茅ヶ崎市の市民活動サポートセンターを見に行き、じゃあ寒川町にどういふものが必要なのかというところからできてると思うんですね。実際、あと1回のところで、住民投票条例まで議論できなくて、それこそ空中分解で終わっちゃうような危険性があると思っている。そしたら、去年1年かけて議論して、サポートセンターを見に行ったということ踏まえて、どういふような活動と、それによって自治がどのくらい進んでいるのかというところをまとめていった方がまとまりやすいのかなと思っている。この1年少し経った議論の中から、少しずつ進んでまた崩れてとなっているが、ご意見があれば。

(江積委員) 茅ヶ崎市のサポートセンターを見学した総括というかまとめをやるという風に私は理解していたが、その一環でこのような議題になっていると思う。それはそれでその方向で進めれば良いと思うが、先ほど言われましたように、一つの形作り、制度に欠けているものはきちっと形作りをしなきゃならないということも、この会に課せられた一つの使命だと思っている。

(副会長) 住民投票条例をここで議論するとなると、自治基本条例を策定する時にも、策定委員会を立ち上げて4年かかった。やっぱりそのくらい本腰を入れないと、寒川町らしい本当に良いものがないと思う。だから、やるとしたら、こういうものが必ず策定委員会を立ち上げてください、本腰を入れてください、ぐらいいかなかなかできないのかなと思う。いかがでしょう。

(飯田委員) 住民投票条例を決めるというのは大変良いことだと思うが、内容を、意味というものをきちんと理解しないと、私はこれは大前提なのかなと思うのですが、先ほど5億円以上の箱物が、まあお金のかかることがなされようとしている、それに対しての住民投票を絡めた話だったんですが、その箱物を作る作らないを決定するのはこの町の議会だと思うが、その議会に我々が選出している議員が出て、そういったものを決定しているので、我々が選んでいるということではあるのかなと思う。その辺の中身というのは良く考えていくべきなのかなと。

(宇條委員) 私は、住民投票に関しては早急に住民投票条例を作成しなさいという提言だけで、今回はいいと思う。あともう1回くらいしかない時に、住民投票を作りましょうと言っても、それはなかなかできないことなので、早急に作りなさいよという提言をすればいいと思う。今日の議題で、協働へ向けた取り組みということで、サポートセンターもまちづくりで協働していくことを言うので、見学に行ったと私は思う。いろんな団体の活動を行政が応援してくれているんだなあ。まあ箱物は別として、そういうようないろんな事をしているんだなと思う。事務局がいろいろ各団体の資料を出してくれて、私は生涯学習で、例えば言葉は悪いが、音楽だとか演劇だとか美術だとかされる方は、ゆとりが少しはある方かなと。そして、一番町から情報が欲しい、生活が困っているというのは、そういう各団体のボランティアされている方達が、一番末端でどのようなことをしたらいいかわからない、行政へ言ってもなかなか難しいという、そういう声を聞く会を、ネットワークを作ってあげればいいのかなあとは私を感じている。

(佐藤武委員) 平成21年10月7日に第1回の幹事会の中で住民投票条例について、いろいろ協議しています。この報告を見ますと、「この任期中に作るというのは、ちょっと厳しい。他の市町村でもできているところはそれなりに時間をかけている。住民投票条例に対する基本的な理解と準備の段階が全然違う。準備して研究しておくことは大事。自治基本条例を進めながら、研究していったらいいのではないか。」ということで決まっている。それを取って、ここで住民投票条例について云々ということになると、いつまでたっても話が進まない。先ほど申



したように、なんで茅ヶ崎市サポートセンターに行ったのか。その辺もう少し、皆さん頭の中に入れて、次にどんどん進んでいかないと、何年かかったって同じどうどう巡りで、全然進まない。

(副会長) 進め方としては、交流ですね、少し団体をピックアップして、ご意見を待っていることとか、情報が足りないんだとか、先ほどの裏付けになると思う。自治会に説明というのがあったが、どのくらいそういう活動をしている人に必要な情報がいつているのかいないのか、十分なのか全く知らないのか、というところをまず私たちが知るということで、少し絞りこんでというところで、ご異論がある方いらっしゃいますでしょうか。

(柳下委員) 住民投票条例は、課題として1項目町長への提言書には記載することで私は良いと思う。大事なことは、このまちづくり推進会議で、どういうことをちゃんと町に提言するのか、どういう形を残すのか、だと思っている。自治の推進、どう進んだのか進まないのか、その検証ということをもって、じゃあどうやったらいいか。私は、自治とか協働が、この町でどう変わっていくのか、そういった認識が非常にばらばらなんです。私は、一番今この推進というキーワードで言えば、もう一度、周知がとても大事と思っている。これができてどう変わるの、どうなるの、私達にはどう責務があるの、ということ住民に知らせることと、もう一つは、職員への研修が私はまだ不十分だと思うんで、そういったものを、データとしてそれを町の提言書に出すか。例えば、この公開されていないのは今いくつあると、だからもっとこれを進めなさいとか。パブリックコメントの制度、現在こういうところでこれだけの意見しかきません。そういった事実を元に、寒川町で自治を推進していくためには、私たちの認識としては、みんながまだまだ自治基本条例のことを十分に知っていないということが問題であると思うので、ぜひとも、周知と職員の研修ということ、町に提言書としてこのまちづくり推進会議の実績にしたいと思っている。

(副会長) 職員のところは、研修とかでよろしいか。

(柳下委員) これは行政も住民も、全部が自治に向かわないと効果はないと思うので、それぞれ課題があると思う。住民にはこういうこと、職員にはこういうこと、みんな全体でこれを進める、その周知というもの、研修というものが必要だということ、もう一度町に言って、そのためには具体的に何をするのか、みんなであと1回の議論で具体をね、目に見える具体的に繋がるようになるのではないかと、今までの議論を聞いて考えた。

(副会長) 一番基本となるところは、自治基本条例ができて周知されて、推進されているのかどうかというところを、住民に対して推し量るものが必要。というところと、それを進める、情報を提供する行政の方がどのくらいの意識を持っているのかいないのか、というところなんです。

(奥山委員) 行政サービスで本来まかなえれば問題ないのかなと思うが、やっぱり予

算があったり、専門的な分野になると、地域の方に助けていただいて、よりよいサービスを町民の方にしていくということになると思う。それをするにあたって、前回茅ヶ崎市の市民活動サポートセンターに行って、たぶん皆さんあったらいいなと思ったと思うが、町長に作れと言ってもお金もないし、この限られた回数の中で今までやってきたことを踏まえると、こうした資料2でたくさんの方が活動されて、行政サービスでサポート分野に近いグループの方をまずピックアップして、まずは、行政サポートに携わっている方に、我々が提案できる、そしてまず情報を町民に出す。それで、本当に自治基本条例を使いたいなという人には、どこに行けば情報が集まっているという体制を作る。そこまででいいのかなと思ってしまう。情報をまず町民に発信して、ちょっと興味あるんだけどどうすればいいの、という人を受け入れる体制。そこまで。最終的に、その体制で、じゃあまちづくりの活動センターが必要だね、と町が判断してくれば、またそこから新しいエリアが広がると思うので。住民投票ももちろん町長には言って、という形で。2年間やってきたが、ここまで話ができてます。後は、もう一度上でお願ひします、という形で上げた方がいいのかなとは思ひ。

(副会長) 島村委員はいかがか。

(島村委員) まずは知っていただくことが、会社で言えば、会社の理念と言うか、それでいろんな部署が動いているわけで、社員にそれを周知徹底するように、やっぱり町民に周知徹底するためには、いろんな目に入るところに基本条例があつて、こんな内容なんだよというものをまず知ってもらうということがすごく大事だなと痛感した。子どもでもわかるような、要するにマンガで表現をしてそれを町民にわかるような、基本条例というのが素晴らしいものが今あつて、それで寒川町が全部運用されているんだということが、とても良いんじゃないかと、ご意見出された委員がいた。私もすごくそれに対しては、良いご意見と思つた。まずは、知ってもらわなきゃいけないことをどう具体的に展開していくのか。町民にどうわかりやすく伝えていくのかということから、まちづくりの原点が始まるのかなと。要するに理念を、これで町は動いているんだということをまずは簡単などころから周知できないのかなと思つた。

(川上委員) 資料の2と3だが、こういう情報があるってことを知っている人というのは、本当に限られた人だけだと思うので、町民に知ってもらうためにも、生涯活動の団体が何をしているのか、これだけの資料を役所がもっているのならば、広報の特別版で出してみたらどうか。見ていて、すごく興味あるのがけっこうあつたので、いいなと思う人は行くと思う。あとは、この協働についてのことがあまり話されてなくて、その協働がどういうものか、というものをここで最後ですしね、決められたら町のスローガンみたいな感じで、協働はこうなんだ、と打ち出して、それを発声しても町が出してくれないんだつたら、町の予算で出してくれないんだつたら、推進委員の名前でスローガンという形で出してみてもどう

かと思った。こういうのを進めてきたんですよ、と少しでも形に残したらどうかと。あと住民投票は、条例を定めるのに何が 필요한のか、決めることに何が今問題になるのか。皆さん生活されている方もわからないと思う。でも、この短い期間で中身をつめていくのは難しいと思うので、これは今後の課題として終わらせていかないと。だけど、住民に対しては、基本条例があれば、町でこんなことが提案できますよ、こういうこともやっていけますよ、と知ってもらうことは必要なもので、それも広報か何かでやったらいいんじゃないかなと。あと、自治基本条例に曲をつけて流せたらって思った。町によって12時にチャイムが鳴ったりしますよね、役所の方から。役所で流すのもどうかと。

(江積委員) 昨年10月7日の21年度第1回まちづくり推進会議幹事会の報告書があるが、その中で方向性が3つまとめてある。1つ目で、自治基本条例の教育・PRを考える必要がある、そのためにはどういう方法があるか検討する。そのために工程表を作り、予算はどうか、どうなるのかなとなっている。2つ目で、協働について掘り下げる、確認する、他の市町村の情報を得る。それで、茅ヶ崎市の方に見学に行ったのも、その一環ではないかと思っている。3番目で、住民投票条例について、他の条例を参考に制定準備のための研究を進める。この3つの報告がある。基本条例の教育・PRについては工程表を作り、方法については、マンガにするとか、音楽を付けるとか、いろいろ出ているが、まだなされていないということで、もうあと一回しかないわけだから、総括しないといけない。あと一回、どうやって進めていくか。

(芳谷委員) 町長への答申にはぜひ住民投票条例を作るべきと。最低、例えば金額とかそういう部分については、勧告をしておきたい。それから、寒川町自治基本条例を住民全部に良く理解してもらって、読んでもらうというのは、極めて困難だと思う。自分の利害に関わらないと案外こんなもの読まないんですよ。例えば、新幹線新駅をここにつくろうと、これは便利だと。しかし、そのためには住民の負担が10万円ずつだと。これでもつくりますか、ということになれば、その時には住民投票で諮りましょうということになって、俺の意見で駅ができるかどうか決まるぞ、という風になってくれば、その時初めて自治基本条例というものの価値というものを読み直してみて、こういう権利が俺たちはあるんだと理解すると思う。何にもない時に、こんなの読めなんて私だって読みませんよ。だから、そういう意味においても、そういうものを作っておくというのは良いことなのではないかと。金額に抑えを入れておこうというのは、これは答申ですから、最終的には町長が議会に諮って議員さん達によって決めてもらわなければいけないことだという風に私は思っている。

(副会長) 中村委員はどうか。

(中村委員) せっかく今日、議事で協働へ向けた取り組みについてというところまできて、こういった資料を上げていただいたんで、この中の団体のいくつかあたら

てみて、交流を持ってね、町の協働のために、どういう目的で皆さんやってらっしゃるのかを聞くとか、そういう機会を作らないと、何をしたらまちづくりになるのかという具体的なものが何も形ができないと思う。だから、私はここまでせっかくなんだから、目的に沿って、次のステップをちょっとでもしたら少しは芽が出るんじゃないかなと感じている。住民投票とかももちろん大事な部分ですけど、前にそういうことも協議している部分もあるので、できたら、今日の議事にし上がった答えが出たらいいなと思っている。

(副会長) ちょっと私の方から一つ伺いたいが、町の情報を手に入れるのに、広報さむかわで見るのか、町のインターネットで見るのか、どちらか。両方ですか。わかりました。そうすると、広報の内容は、非常に重要になってくるというところと、もうちょっと詳しいことはインターネットに載っていますと言ってもまだまだインターネットまで探し当てることはないのかなという感じかなと。

(管委員) 実際に伝えようとしている方法と町民がそれをどういう風に受けるか、理解するか、ということだと思う。広報のね、実際に読みきれなかったとか、読む機会がなかったという時に、情報源として、それをまとめているのが自治会ですから、やっぱり自治会にまず情報を流す。各ボランティア団体とか趣味の団体とかということは、その次にあるのかもしれませんが、まず自治会をベースに、情報もそこから交流会という形にすれば、末端の情報が得られる。町の担当者の方が得られるんですよ。生に聞けるわけですよ。そういう会議を開けばね。自治会組織を活性化させる意味でも、自治会を通して情報を流すようなものを定型化して町が実行してください、というようなことを提言してもらいたいと私は思っている。課題としては、早く基本条例の中の懸案である住民投票条例なんかは、早急に決めてくださいと。それが最終的に投票条例に対する我々の意見ですということをして1項目付け加えていただきたいと、そう思う。

(副会長) 活動する団体、人との交流機会ということで、議事を上げているけれども、いろいろ活動があって、自分が参加してみたいなと思っても、受入体制ができていないので、誰にどうやって連絡すればいいかわからない。受入体制を作る、自分達もそうですし、行政がまとめて情報を流せるようなところを作るというところと、どういう団体とするのか。先ほどから弱い人ということで、福祉や障害者の団体という意見が何回か出てはいるけれども、そう言うところに絞り込んでしまっているのか。それと、PRについては、広報にまず充実したものを載せるという考えのところでもっていいのか。広報を別冊でこういうものを出したらどうか、というご意見も出たが、予算もかかるので、その辺も含めて、少し絞ってご意見をいただきたい。

(木立委員) この会議で、そういった団体のPRをするというので終わるとするのは、本来の在り方としてちょっと違うと思う。何か結果を出すというのは、そのレベルじゃないと思う。私が言ってるネットワークというのは、団体が全部が全部一

同に介して集まってもあまり意味がない部分もあると思うので、やはり団体の中での関わりあるところのネットワークをどうやって作っていくか。その辺を、ただ単に今の状態でそれが関係を持ててるかと言ったら、たぶん持てていないのが多いと思うんですね。みんな縦の自分の組織だけで、横のつながりってあまり広がっていないな、どの団体も思うところなんですけど、それって横のつながりの、例えば音楽とか演劇とかこういった部門の場合に合うようなシステムを作っておけるとかですね。そこから出た意見をいろいろ吸い上げるようなスタイルにするとか。また、安全とかボランティアとかこういったことは、それに関わるような他の団体とも一緒に会うだろうし、そういった仕組みを作るならわかるが、各団体のただのPRというか、それで終わってしまうと、しっかりしたものとして残せるものにならないと思う。

(副会長) 私の言葉が足りなかったんですけど、PR、教育というのは自治基本条例に対するもので、それは、どういうものだと皆さんにわかりやすいのかという話だと思う。

(木立委員) それはもちろん必要なんですけれども、どういった目的のために載せるかを考えていかないといけない。もう少し目的をしっかりしたものをここで考えて、仕組みを作らないとやっぱりだめだと思う。

(柳下委員) 協働のまちづくりというのは市民活動・住民活動が行政サービスの一端を担える、あるいは、それこそ自分達の町のことは自分達で決めるということ。そういう仕組み、ルールが自治基本条例なので、じゃあどういう活動している人たちにちゃんとこういう情報がいつていますかということがとても大事なことで、そういった話し合いをしましょうと言った場合に、この団体からどの団体を選ぶかという、やっぱりまちづくりにつながる団体を選んでいただきたい。それと、情報の共有つまり必要とところに必要とする人に必要な情報が行き渡っていないのではないか、ということ。協働のまちづくりの大前提は、町の仕事がどういうことをやっているのか、わかりやすく住民に伝えていない、欠陥がある、不十分だと。じゃあそれをどうするのか。ツールとして、やはり広報だと。情報の共有の在り方というのを投げかける、ということも一つの協働の町推進に資するのかなと思う。自治基本条例の中で、協働のまちづくりその前提としての共有があり、それが皆さんにきちんと行き渡っていませんというのであれば、それはこういう風にこれから載せますとかね、ご意見をくださいとかね、広報担当課にそういう風に指示をなさいと私たちが提言として書くことではないか、結論的には。今までいろんな人の意見が出てきたのを提言として盛り込むということが、私は次の作業になるのかなと。一番最初に言った、3つをやれば良いと思うんです。あれを進める。

(江積委員) 提案なんですけれども、例えばまちづくりを考える会だとか、推進する会だとか、サークルみたいなものを作って、この委員会の下部組織にしてもいい

し、あるいは独立したものでもいいし、関連持たせて、そういうものを作ってPRしたらいかかなと思う。この会は2年の任期で、それだけでは全然まとまってない。やっぱり作業部会みたいなものを作って、解説したもののチラシにして駅でまくとか、広報に載せるとか、新聞みたいなものに載せてもらうとか、そういうようなあれができるサークルみたいなものを作ったらいかかなと思う。費用の方は町から少し援助してもらうとか、町にも少し関係してもらって、そんな機関みたいなもの、サークルみたいなものを作ったらいかかなと思う。その中でこういった横のつながりの企画だとかも考えてもいいし、もろもろまちづくりに関する幅広い意見とか、やり方とか取り組めばいいんじゃないかなと思う。

(副会長) 交流の方はどうでしょう。やる方向で進んだ方がよろしいのか。交流して情報交換、その人達にとって必要な情報が流れているのかどうか、というところも私たちが知らなければいけない。それで進んできたんじゃないかなったんですか、今まで。全部と交流じゃなくて、少し絞り込んで、福祉とかそういう団体のところとやったらいいんじゃないかというのが、ちょっと議論が続かなかったの。

(飯田委員) 話を聞いてもらいたい団体というのは、全てだと思う。その中から選ぶというのは、ちょっと難しいと思うので、例えばアンケート形式にして、各団体にアンケートを送って何が必要で何をしたいのか、行政に対してどういうことをしたいのか、ということアンケートという形で集計してみるというのはどうなのかなと思う。

(副会長) そうすると、190団体全部にアンケートをして、突出した数字にも何か、全然情報もなく私たちは困っているとかそういうのがあれば。

(飯田委員) その中から我々で考えていってもいいのではないかなと思う。

(江積委員) 変な言い方で語弊があったらごめんなさい。ダンスをやっている方だとか、趣味の方々などは、横のつながりを増やしてまちづくりにどういう結果があるかわかりませんが、まちづくりという観点からいかかなものかなと。

(副会長) そういった団体も場所がないとかいろいろ意見が出てくると思うが、例えば社会福祉協議会のボランティア団体ですね。こういったボランティア団体に限って、福祉の現場からの声を聞いて何が足りないのかということを知るとか、そういう知り方ができると思うが。

(柳下委員) 交流する目的というのは、みんながどれだけ町のことを知って町にどういう要望があるのか、それを把握したいということ。だけど、あと1回ということであれば、これはちょっと不可能かな、物理的に。そうであれば、アンケートという形で、各団体にそれこそ必要な情報、あなたたちの団体にとって町の必要な情報がいつていますか、協働のまちづくりに望むことは何ですかとかね、今町に何を求めますかとか。町民アンケートはやってるけれども、団体としての活動に対して、その活動をしている団体がどうまちづくりに関わることでね、問題を持っているのか、要望を持っているのか、現状がどうだったのか、ということ

聞くことは可能だと思う。だから、やる・やらないは、本当にあと1回だから、皆さんから出たのを町部局で課題として書いていただいて、それをまとめて文言整理をして、これからの協働のまちづくりに私たちはこういうことが必要だと思いました、という提言書のまとめにね、作業の順番として入ったらと、入るしかないかなと思っている。

(副会長) アンケートは。

(柳下委員) それも提言の中にね。そしたらそのアンケートの中身の文言、それも一つの周知の仕方かなと思うのでね。

(江積委員) 社会福祉協議会の方では、ボランティアに関しては前にね、ボランティアに関してどうだこうだ、意見がありますか、要望はありますか、というのはきてますよね、アンケートが。

(柳下委員) それのもっと大きく協働のまちづくりという理念に向かってのね、みなさんの活動の要望を把握するというものが、私は必要だと思う。それからまた課題が出て、周知の件とかね、そういったところでつながりが必要だということであれば、そこでまた具体的に持っていけるので、ちょっと具体よりも根本のものを。一つで括りの期間だと思うんです。周知がどのぐらいなのか、意識がどうなのか、どういう風に考えているのか、ということのね。それと、本当に活動にとって、あなたたちの団体に何が今必要ですかということだね、やっぱりみんなの集まる場所が必要だとか、そういった個々の団体にくれば住民と行政とが一緒になってね、どういう方向でこれからまちづくりをしていこうかという把握することにもつながるのではないかと思う。

(副会長) 交流であるとか、アンケートというのが今期中やるのが難しいと、いうご意見も出ましたけど、一度ちょっと幹事会を開いて提言書の中身ですね、それとアンケートの中身の方、根本を協働というところにおくのであれば、どういうアンケートをとれば我々に必要な情報が手に入るか、ということも含めて、大きく二つのところで幹事会を開いていけばいいか。

(管委員) 幹事会というのはね、方向性を出しましょうという、そのまとめをしてということで選ばれたんですね。ですから、終わっているんですよ。

(江積委員) アンケートなんかは事務局で作ってもらえればいいじゃない、案は。この会はそういうことしちゃいけないの？

(副会長) それでも全然構わない。それを必要だね、必要じゃないねというのは、私は幹事会でやった方がスムーズかなと思う。項目をいくつか、例えば5項目でやるのを事務局に案を出してもらったとしても、それをもっと私たちはこういうところまで聞きたいとか、これは必要ないって選ぶのは我々の仕事だと思う。

(江積委員) たたき台がないとね、だらだらだらだらいっちゃうだけなの。5項目なら5項目、10項目なら10項目で作って、足りなきゃ足しゃいいし、余分なものがあつたらカットすればいい。そうしないと進まない。結論が出ない。

(管委員) 事務局で同席しているのだから、どういう風にアンケートを作ったりとか、お願いしたいと私は思う

(副会長) 事務局に案を出していただいた方がよろしそうですね。それを幹事会でたかなくていいですか。

(江積委員) 事務局の案じゃない、案はこの会の案になる。打ってもらっただけの話。

(管委員) あと1回でそのアンケートを見て、調べて、調査して、それを結論出すということか。

(副会長) こういうアンケート調査をしてください、という提言ということ。

(管委員) それはまず議事録と同じように、作っていただいて、その結論のところに書いていただく。

(樋口課長) ご意見たくさんいただき、ちょっと時間も過ぎてしまったが、予定ではあと1回、年明けくらいかなと考えている。それまでにたくさんの意見をいただいたので、これを各項目別、羅列みたいな形になってしまうかもしれないが、そういう形で町長に対する提言書の素案というか、まとめたものは私どもで作らせていただく。それを元に、次の会議で諮らせていただければという風に考えているが、そういう形でよければそれで進めたいと思う。

(副会長) 町長は出席されるか。

(樋口課長) 日程によってだが、町長もいろいろと予定もあるので、次回に、例えば10時から始めて11時ぐらいまでにこの会議で案をまとめて、11時に提言書を渡すというパターンにもできるかもしれない。日程によっては、別の機会に、会長・副会長に提言書を渡すことだけお願いする、というパターンになるかもしれない。日程調整の中でそれは考えたい。もちろん、全員が集まるところで町長に提言したいということなら、その形で日程調整したい。

(副会長) 前回出てたのが、職員の意識改革が必要だということで、これから勉強していくという話だったので、そこも含めて町長には議論を聞いていただかないと、紙切れ一枚渡して、協働の意味がわかっていないのに、こんなものを渡しても意味をなさないわけで、それで出席できるのかどうなのかということ。それと、これからの勉強具合はどのくらい進んだのかということをすごく不安に思うわけですから、そこはどうか。

(田代部長) 今すぐに職員研修、こういったものをどんどんやってくださいというような状況でございまして、職員の意識がまだまだという状況だと思うので、現状としては、そういう部分が欠けていると思っている。

(副会長) 進めるんですね。

(田代部長) もちろん、進める。

(芳谷委員) ちょっといいですか。今日資料として住民投票について3市、大和市、川崎市、逗子市ですか、打ってもらってますので、次回までに皆さん目を通して、寒川町にはどういうものがふさわしいか。町長に答申するとすればどういう風な



	<p>ものもいいか、近いものでいいと思うが、考えておいていただければ。私も考えて、場合によっては、たたき台として皆さんに諮って、皆さんがいいということになれば、この会議としての町長に対する、委嘱された仕事に対しての一つの項目に入れてもらいたいと考えている。よろしくどうぞ。</p> <p>(副会長) 名古屋市がちょうど直接請求して、50日以内に締め切ってますので、住民投票やると思う。すごくこの住民投票を考えるきっかけにもなると思うので、委員の皆さんはそちらの方にも注目して。議論できなかったけれども、資料としてはお付けしたので読んでいただいて、自分達に必要なのかどうかというところも念頭に入れていただければと思う。長時間にわたり、ありがとうございました。</p> <p>○ 事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回会議は、町長も同席して開催する方向で日程調整する。</li> <li>・ 別に住民投票条例について、県内3市（大和、川崎、逗子）の条例文を配付</li> <li>・ 生涯学習ステップアップ講座：『寒川の「協働のまちづくり」協働ってなあに？』のお知らせ</li> </ul> <p>午後0時20分閉会</p>
<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治基本条例の運用状況について （資料番号1）</li> <li>○ 審議会等における公募制、傍聴制等の導入状況一覧 （参考資料）</li> <li>○ 生涯学習活動団体に関する情報 （資料番号2）</li> <li>○ 寒川町ボランティア連絡協議会加盟の ボランティア団体に関する情報 （資料番号3）</li> </ul>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>江 積 幸 博 、 島 村 繁 （平成23年1月7日確定）</p>